

大潟村ボート合宿輸送費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大潟村漕艇場を利用した合宿を契機とした交流人口の拡大並びに村内のボート競技の普及と地域の活性化に資するため、大潟村ボート合宿輸送費補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合宿:大潟村漕艇場を利用しローイング競技(ボート競技)を行う合宿をいう。
- (2) 団体:大学生及び実業団が所属するローイング競技を行う5名以上の団体をいう。
- (3) 宿泊施設:村内の旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条で規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿泊所営業に係る施設(キャンプ場等は除く。)をいう。
- (4) 参加者:選手及び指導者(部長、監督、コーチ、マネージャー等)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、合宿を実施する村外の団体とする。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となる合宿は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 宿泊施設を利用すること。
- (2) 参加者数及び宿泊者数が5名以上であること。
- (3) 宿泊数が5日以上であること。
- (4) 当該年度の3月31日までに終了すること。
- (5) 主に営利を目的としていないこと。
- (6) その他村長が不相当と認めるものでないこと。

(補助対象経費、補助金の額及び補助限度額)

第5条 補助の対象となる経費、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を合宿等実施最終日から起算して30日以内までに村長に提出するものとする。

- (1) 大潟村ボート合宿輸送費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- (2) 合宿活動報告書(様式第2号)
- (3) 合宿参加者名簿(様式第3号)
- (4) 輸送費・宿泊費領収書の写し
- (5) 活動状況が確認出来る写真
- (6) 請求書(様式4号)

(補助金の交付)

第7条 村長は、前条により交付の申請があったときは、その内容を精査し、相当と認めるときは、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 村長は、補助金の交付を受けたものが、偽りその他不正行為により補助金を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象経費	競技に使用するボートの陸送にかかる輸送費 ※他の団体等が補助をうけている場合は、その金額を除いた額
補助金の額	1回の合宿あたり 対象経費の1/3(100円未満切捨)又は 20万円のどちらか低い額
補助限度額	20万円